

■目 次

はじめに

1 はじめに	1
--------	---

指定管理者制度の創設

1 地方自治法の改正理由	1
2 制度の概要	1

指定管理者制度への対応について

1 制度導入・移行についての基本的考え方	4
2 指定管理者の募集	7
3 指定管理予定候補者の選定	8
4 指定管理者の議会の議決	9
5 選定の通知	9
6 協定の締結	9
7 指定管理者の監督	9
8 検討組織	10

指定管理者制度導入に係る運用指針

はじめに

1 はじめに

平成 15 年 6 月に地方自治法 244 条の 2 の一部改正により、公の施設の管理等については、これまでの管理委託制度に替わり指定管理者制度が創設され、同年 9 月から既に施行されているところである。

この新たな制度は、民間事業者や NPO 等も施設管理者の対象としており、公の施設のサービスの向上や管理経費の縮減などに効果を発揮するものと期待されている。

しかしながら、指定管理者制度の導入に際しては、本町でも様々な課題が想定されるため、方針をここに定め、円滑な対応を図るものである。

指定管理者制度の創設

1 地方自治法の改正理由

「官から民へ」の構造改革の下、簡素で効率的な地方公共団体を実現するためには、民間能力の活用を阻む規制・制度等を取り除くことが重要である。

特に、公の施設の管理に関して、これまでの管理委託制度は管理者の範囲を公共的団体等に限定してきたため、民間事業者の維持管理の是非については、以前から論議がなされてきたところである。

今般、管理委託制度にかわって創設された指定管理者制度は、施設管理の主体に関するこれまでの考え方を転換し、民間事業者や NPO 等も含む「法人その他の団体」に公の施設の管理業務を行わせることを可能とした制度であり、その目的は、多様な団体が有する固有のノウハウを公の施設の管理業務に活用し、住民サービスの向上と管理経費の縮減を図っていくことにある。

2 制度の概要

(1) 指定管理者制度、管理委託制度及び業務委託の相違

公の施設の管理については、これまでも地方公共団体の出資法人等に委託すること（管理委託制度）ができたものであるが、その制度等と指定管理者制度との主な相違点については以下のとおりである。

〈 制度の主な相違点 〉

	指定管理者制度	管理委託制度	業務委託
受託主体	法人その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。 ただし、個人は不可	公共団体、公共的団体 政令で定める出資法人 (1/2 以上出資等) に 限定	限定なし ※議員、長についての 禁止規定あり (自治法 第 92 条の 2、142 条)
法的性格	「管理代行」 指定 (行政処分的一种) により公の施設の管理 権限の指定を受けた者 に委任するもの	「公法上の契約関係」 条例を根拠として締結 される契約に基づく具 体的な管理の事務又は 業務の執行の委託	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事 務又は業務の執行の委 託
公の施設の管理権 限	指定管理者が有する ※「管理の基準」、「業 務の範囲」は条例で定 める	設置者たる地方公共団 体が有する	設置者たる地方公共団 体が有する
①施設の利用許 可	指定管理者が行うこと ができる	受託者はできない	
②基本的な利用 条件の設定	条例で定めることを要 し、指定管理者はでき ない	受託者はできない	
③不服申し立て に対する決定、 行政財産の目的 外利用の許可	指定管理者はできない	受託者はできない	
公の施設の設置者 としての責任	地方公共団体		
利用者に損害を 与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる		
利用料金制度	採ることができる	採ることができる	採ることができない

(2) 指定管理者制度で実施できる業務

指定管理者が施設管理に伴って、行い得る業務は次のとおりである。

(次の①・②は従前の管理委託制度においても可能)

- ① 利用者からの料金を自らの収入として収受すること。〔利用料金制〕
- ② 条例に定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定すること。
(※この場合、あらかじめ条例で定められた基本的枠組 (金額の範囲、算定方法等) に従い当該地方公共団体の承認が必要。また、必要に応じて、地方公共団体は指示を行うことができる。)
- ③ 条例に定めるところにより利用許可を行うこと。(利用料の強制徴収、行政財産の目的外利用許可はできない。)

(3) 基本的条件の設定

指定管理者に施設を管理させる場合において、地方公共団体は設置者の責任により、管理の基準や指定管理者に委ねる業務の範囲を条例で定めなければならない。

① 管理の基準

町民が公の施設を利用するにあたっての「休館日」、「開館時間」、「利用許可の基準」、「利用制限」、「管理を通じて取得した個人の情報の取扱い」等、当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である基本的な条件を条例で定める。ただし、細目にわたる事項を規則に委任することは差し支えない。

② 業務の範囲

施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて具体的に設定する。

(4) 指定管理者の指定

指定の意味及び手続きについては、次のとおりである。

① 指定について

- ・ 地方公共団体と指定管理者とは取引関係に立つ（指定管理者のサービスを地方公共団体が買い上げる）ものではないので、いわゆる「請負」には当たらない。
- ・ 指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではない。したがって、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象にならない。
- ・ 指定管理者は「法人その他の団体」であるため、個人は指定できない。ただし、法人格は必要ではない。

② 選定の手続き

- ・ 申請の方法や選定基準等を条例で定める。
- ・ 指定の申請にあたっては、複数の申請者に事業計画書を提出させ、選定基準に照らし、最も適切かつ効率的な管理を行う者を選定する。

※選定の基準（例えば以下のようなものを規定する。）

- ・ 町民の平等利用が確保されること。
- ・ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ・ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していることなど。

③ 指定にあたっての議会の議決

指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を要する。議決すべき事項は、「対象となる公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」等である。

※指定の期間：管理が適切かつ効率的に行われているかをチェックし、見直す機会を設けるため、期間を定める。施設の目的や実情によって数年から数十年にわたるものまであり得るが、合理的な理由のない長期間の指定は不適切である。

④ 協定等の締結

権限自体は「指定」によって生じるものであり、契約を結ぶことは不要である。ただし、管理業務実施にあたっての詳細な事項（事業報告書の提出期限、管理経費の額及び支払方法等）については、両者の協議により定め、協定等を締結することで明確にするものである。

(5) 指定管理者に対する監督（町条例第4条、第6条）

普通地方公共団体の長等は、指定管理者に対し、業務又は経理の状況の報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示をすることができる。また、指示に従わない場合や、その他管理を継続することが適当でないと認められるときは、普通地方公共団体の長は指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

◎ 事業報告書の提出（町条例第4条、規則第5条）

指定管理者は、毎年度終了後、管理の業務に関する事業報告書を提出しなければならない。

- ・ 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- ・ 指定管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- ・ 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- ・ 指定管理施設に係る附帯事業の概要
- ・ 指定管理施設の施設の現況（損傷等を含む。）
- ・ その他町長が指定した書類

指定管理者制度への対応について

1 制度導入・移行についての基本的考え方

本町の公の施設の管理に関する指定管理者制度の導入・移行については、次の考え方により進めるものとする。

(1) 既に管理委託している施設

現在、管理委託制度により町の公共的団体等への管理運営を委託している公の施設については、直営管理に戻す場合を除き、平成18年9月1日までに指定管理者制度に移行する。

I 公募により指定管理者を選定する施設

既に管理委託している施設のうち、民間事業者、NPO等のノウハウを導入することにより、住民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、公募により指定管理者の選定を行う。この場合、現に受託している団体が応募することを妨げるものではない。

I-1 指定管理者の一般公募を行う施設

指定管理者に特に要件を付けずに公募することができる施設

(※要件とは、一般競争入札の参加者の資格、町税の滞納、事業所の所在地などの一般的なものを除く。)

I-2 指定管理者に地域性や特定の要件を必要とする施設

施設の性格上、特定の地域や特定の団体などが密接に関係することから、指定管理者に特定の要件を付けて公募する施設。

II 町の外郭団体等を引き続き指定管理者として選定する施設

既に管理委託している施設のうち、施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経緯、組織体制の整備状況、専門職員の雇用状況等を踏まえ、公募による指定管理者の選定が困難と認められる施設については、以下の区分により従来の受託者等を指定管理者として選定する。

ただし、下記外郭団体受託施設（II-1）については、第2回の指定管理者の選定にあたって、原則公募制に移行できるよう、各外郭団体等の自立的経営に向けた取り組みを行うものとする。

II-1 外郭団体等受託施設

現在、町の外郭団体等が受託している施設のうち、I以外の施設

(費用の大部分を町からの委託料や補助金等で賄わざるを得ず、指定管理者制度を導入しても財政メリットを享受できない施設を含む。)

II-2 住民協働型施設

地域住民が専ら利用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営を受託している施設

II-3 合理的な管理者が客観的に特定される施設

施設の立地、利用形態、性格などから、それらに密接に関係する管理者によって管理されている施設

III 施設管理とそれに関連する施策・事業の推進を併せもつ施設

民間事業者やNPO等のノウハウを活用できる事業と直営で推進すべき事業の両方の性格を併せもつ施設については、施設の性格や事業の内容等を精査したうえで業務を分類し、施設管理等の民間等に任せる部分はIの手法(公募により指定管理者の選定を行う)によることとし、それ以外の部分については、直営とするか、若しくは、特定の団体に業務委託(私法上の委託)する。

Ⅳ 直営に戻す施設

施設の性格、事業の内容等から、指定管理者制度を導入してもサービス向上や経費削減のメリットを享受できず、また、現在受託している外郭団体の専門性や機動性なども活用できない施設については、施設の管理運営を直営に戻す。

(2) 新規開設施設

新規に開設する公の施設のうち、直営によらない場合については、開設にあわせて指定管理者制度を導入することとし、導入にあたっては、原則公募により指定管理者の選定を行う。

(Ⅱ-2、Ⅱ-3に該当する施設を除く。)

(3) 直営施設

現在、町が直営で管理運営を行っている施設のうち、民間事業者やNPO等のノウハウを導入することにより住民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を図ることとし、導入にあたっては、原則公募により指定管理者の選定を行う。

(Ⅱ-2、Ⅱ-3に該当する施設を除く。)

(4) 条例の制定方式

条例化にあたっては、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲等について、条例で定めることが必要である。

- ・ 管理の基準、業務の範囲等必要な事項は、各部局において、当該公の施設の設置管理条例の改正を行う。

(5) 指定期間

指定期間は、原則として5年以内とし、概ね以下の基準により管理業務の内容を考慮して期間を設定するものとする。

	管理業務の内容	指定期間
①	主に建物施設の維持管理業務が主たる業務の施設	3年以内
②	業務内容に一定の専門性が認められ、人材の育成確保に時日を要する施設	5年以内

(6) 予算措置

指定管理者との間において必要となる管理運営に係る費用については、単年度ごとに確定させることとし、その支出科目は委託料とする。

(7) 債務負担行為の設定

複数年度の期間に及ぶ指定管理者の指定期間を設ける場合、債務負担行為の設定が必要であるため、総務財政課と事前協議を行っておくこと。

(8) 利用許可（利用許可権限がある場合）

法令等に定めがある場合を除き、指定管理者に権限を委任することにより、公の施設の効果的・効率的な管理が図られる施設については、原則として指定管理者に権限を委任するものとする。

(9) 業務の範囲

- ・ 指定管理者に行わせる業務の範囲については、施設の目的及び業務を参考に個別設置条例の中で規定整備を行うこととし、その際、公の施設として行うべき業務を明確にし、指定管理者が行う業務の具体的範囲を確定すること。
- ・ 指定管理者に行わせる業務の具体的な内容は、別途募集要項や指定管理者と締結する協定書に規定することになるので、詳細に検討を行うものとする。

(10) 管理の基準

- ・ 指定管理者が行う業務に係る管理の基準として、個別設置条例の中で次の規定整備を行うものとする。
 - ① 利用時間、休館日、利用制限の要件等
 - ② 利用許可の基準
 - ③ その他特に必要な事項

(11) 利用料金制

- ・ 利用料金制については、指定管理者へのインセンティブの提供という観点から、その導入を積極的に検討すること。
- ・ 新たに利用料金制を導入する施設については、利用料金制に係る規定を個別設置条例の中で規定すること。

2 指定管理者の募集

(1) 基本的な考え方

- ・ 指定管理者の募集・選定については、「1 制度導入・移行についての基本的考え方」に掲げた (1) I・II・III・IV、(2)、(3) のそれぞれの方法により行う。
- ・ 公募以外の方法で選定する場合にあっては、説明責任を負うものであり慎重に取り扱うこと。
- ・ 指定管理者の募集は、原則として、公の施設ごとに行う。ただし、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と判断できる場合は、一括して募集することができるものとする。

(2) 公募の方法

募集にあたっては、町広報、ホームページ等を活用することにより広く応募者を募集するものとする。

(3) 公募の内容（募集要項の作成）

条例に定めた指定管理者に係る管理の基準をもとに、実務上必要となる細目について検討し、その中で公募に際し周知すべき項目について、要項を整備する。

(4) 応募者の資格要件

- ・ 応募者の資格要件は、各施設の性格、規模、機能等を勘案のうえ設定すること。
- ・ 施設によっては、警備や緊急時の対応のため町内に事業所を有することを資格条件とすることも考えられるが、所在地要件を設ける場合には、その理由を明らかにしておくこと。

(5) 基準価格

- ・ 指定管理者へ管理代行の役務の対価を支払う場合にあっては、当該支払い金額について入札方式における予定価格と同様に、あらかじめ上限額を設定し、評価の基準となる価格（以下「基準価格」という。）として設定すること。
- ・ 利用料金制を採用した場合で、役務の対価が支払われないときは、基準価格を設定しないものであること。

(6) 公募期間

公募の期間は、原則1か月以上確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

3 指定管理候補者の選定

(1) 選定組織

指定管理候補者の選定にあたっては、選定審議会を設置する。同組織では募集要項を策定し、提出された事業計画書等をもとに、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定するものとする。

また、指定管理者の候補と締結する協定書に関して審議するものとする。

(2) 選定基準

大紀町指定管理者候補者選定要領において規定し、公平な審査による候補者の選定を行うものとする。

(3) 公募せずに指定管理候補者を選定する場合の取扱い

公募せずに指定管理候補者を選定する場合は、以下のような施設が対象となる。

- ・ 近い将来、施設の廃止や移管が見込まれる場合。
- ・ 施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合。
- ・ 地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められる場合。
- ・ 特定の団体（地方公共団体が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体）以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合。
- ・ 施設の事業内容によって、事業継続性の観点や現受託団体の実績等から現受託団体を指定管理者として指定することが適当であると認められる場合。

指定申請書等については、期日を定め提出を求めるとし、適正な施設の管理運営が図られるよう選定基準に基づき提出書類の審査を行う。

4 指定管理者の指定の議決

- ・ 指定管理候補者を選定したときは、議会の議決を得るための手続きを速やかに進めるものとする。
- ・ 議会の議決を要する事項は、「公の施設の名称」、「指定管理者の名称」、「指定期間」である。

5 選定の通知

候補者の選定及び議会の議決が終了し、指定管理者の指定を行うにあたっては、すみやかにその結果を応募全団体に通知するものとする。

6 協定の締結

指定管理者制度では、管理権限は「指定」という行政処分により発生するものであることから、契約の締結は原則的に不要であるが、管理業務の実施に当たっての詳細事項について、指定管理候補者との間で協定を締結しなければならない。

7 指定管理者の監督

(1) 事業報告書の提出

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させなければならない。

(2) 事業計画の協議

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の詳細な事業計画については予算編成までに指定管理者と設置者が協議し、確定させるものとする。

(3) 指定管理者の指導

指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関して、定期的又は臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができる。

8 検討組織

制度導入にあたっての総合的な調整は、行政改革推進室が行う。

個々の公の施設における導入については、その設置目的が異なることから、施設を所管する課で検討する。なお、同種同類の施設を複数の課で所管する場合は、各課相互間で調整を図るものとする。

施設所管課と行政改革推進室の役割分担

《施設所管課》

- ・ 募集要項、仕様書、協定書等の作成
- ・ 選定審議会委員への関係情報の提供、協議の際の意見集約・調整
- ・ 指定管理者の指定手続に関する対応
- ・ 所管施設の利用者の意見聴取
- ・ 選定審議会の庶務 等

《行政改革推進室》

- ・ 指定管理者選定審議会の運営
- ・ 審議会と施設所管課の連絡調整

指定管理者制度導入に係る方針

大 紀 町